区域外就学許可基準(平成 18年12月1日)　令和7年4月15日一部変更

１.栗東市外に住民登録されている児童生徒が栗東市立小中学校に通学する場合

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 指定校を変更できる理由 | | 最長許可期間 | 申請に必要な 添付書類 |
| 1 | 転出 | 転出により指定校が変更になるが、引き続き従来校に就学を希望する  場合 | 年度末まで |  |
| 2 | 転入予定 | 栗東市内に転入することが明らか  であり、あらかじめ転入予定先の  学校へ就学を希望する場合 | 転居予定日まで | 不動産売買契 約書、賃貸契約 書等の写し |
| 3 | 一時的転居 | 住居の新築・増改築のため一時的  に栗東市外に転出する場合で、  その転居期間中、従来校への就学を希望する場合 | 住居完成(転居)予定日  まで | 不動産売買契 約書、賃貸契約 書等の写し |
| 4 | 兄弟姉妹 | 現在、兄弟姉妹が区域外就学の許可を受けており、その認定されて  いる学校への就学を希望する場合 | 兄弟姉妹の区域外就学  許可期間に準ずる |  |
| 5 | その他 | その他、特別な教育的配慮が必要で、指定校以外の学校に就学を  希望する場合 | 年度末まで |  |

・上記いずれの理由においても、

通学の安全が保護者の責任において守られることが条件です。

・申請は年度ごととなります。

２.栗東市に住民登録されている児童生徒が市外の小中学校へ通学を希望する場合　　　　就学を希望する学校を管轄する教育委員会にご相談ください。